○農林水産省告示第七百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年四月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

群馬県渋川市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、渋川市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

渋川市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、渋川市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び渋川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年四月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

静岡県掛川市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び掛川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年四月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十二年九月五日農林省告示八百八十九号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び八峰町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年四月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成十五年三月二十四日農林水産省告示第四百七十八号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び藤里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年四月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成二十七年三月二十四日農林水産省告示第四百七十七号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び横手市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年四月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和四十一年十月十三日農林省告示第千百九十四号（一に係るものに限る。）、昭和四十七年三月二十二日農林省告示第四百二十三号（一に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び鹿角市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年四月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

兵庫県宍粟市波賀町上野字前ケ山一七九六の一、一七九六の二、一七九六の四から一七九六の九まで、字下瀧畑一七九七の一、一七九七の三、一七九七の五、字上瀧畑一七九八の一、一七九八の四から一七九八の六まで、字上東山一七九九の一四・一七九九の二三・一七九九の二六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一七九九の一から一七九九の五まで、一七九九の九から一七九九の一三まで、一七九九の一五から一七九九の一七まで、一七九九の一九から一七九九の二二まで、一七九九の二五、一七九九の二八、一七九九の三〇から一七九九の三六まで、一七九九の三八から一七九九の四一まで、一七九九の四六、一七九九の五二、一七九九の五四、一七九九の五五、字下東山一八〇〇の一から一八〇〇の一二まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年四月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好郡東みよし町東山字法市四一一の一、四一一の四、四一一の五、四五八、西庄字大橋八〇、一〇四の一（次の図に示す部分に限る。）、字新発地二一九の一から二一九の三まで、字谷合二八二の一、二九〇の一（次の図に示す部分に限る。）、加茂六九七九、六九八〇、七〇〇五、七〇〇七、中庄二五七〇の三、二五七〇の九から二五七〇の一四まで、二五七〇の一九、二六四七、二六七八から二六八〇まで、二七三八、二七三九の一、二七三九の五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備